

## 高齢者（前期・後期）医療制度のご案内

高齢者医療制度とは、70歳以上の方が対象となる医療制度です。

所得によって月ごとの医療費に自己負担限度額が決められており、上限額以上の請求をされることはありませんので、払い戻し等の手続きは必要ありません。

### ● 1ヶ月の入院医療費の限度額は・・・？

区 分	自己負担限度額（1ヶ月あたり）
Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯	15,000円

※ 病衣・食事・個室料（希望者のみ）・診断書料金等の保険外負担は別途加算されます。

### 注 意！

非課税世帯の方が、上記の金額を自己負担限度額とするためには、入院前に『減額認定証』のお手続きをしていただく必要があります。

#### 【申請先】

- 後期高齢者 → 市区町村役所の後期高齢者医療制度の担当窓口
- 国民健康保険（前期高齢者） → 市区町村役所の国民健康保険の窓口
- 被用者保険（前期高齢者） → 全国健康保険協会  
健康保険組合  
共済組合 等

☆ その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい ☆

医療法人社団 我汝会 えにわ病院

〒 061-1449

北海道恵庭市黄金中央2丁目1番地1

TEL 0123-33-2333

医事課 担当